第1章
計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化をはじめ、市民の価値観やライフスタイルの多様化が進む中、だれもがその人権を尊重され、責任を分かち、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現が一層求められています。

本市では、これまでも男女共同参画社会の形成を促進していくため、基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにした「男女共同参画社会基本法」(平成11年6月施行)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを推進してきました。

平成27年5月に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」や、「第2次成田市 男女共同参画計画(平成23年度~平成27年度)」の取り組み状況からは、固定的役割分担 意識は和らいできていますが、社会の様々な側面での男女の不平等感は根強く、男女共同参 画社会の実現に向けた課題は多く残されています。

このような状況を踏まえ、市民・事業所・行政が一体となり、豊かで活力のある男女共同 参画社会の実現に向け「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として「第3次成田市男女 共同参画計画 成田市DV対策基本計画」(平成28年度~平成32年度)を策定するものです。

2. 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画であるとともに、平成26年1月に施行した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく DV対策基本計画についても本計画に盛り込みます。また、国の「男女共同参画基本計画(第4次)」、「千葉県男女共同参画計画(第4次)」とも計画期間を合わせて策定します。

市民意識調査や意見公募(パブリックコメント)を実施し、「成田市男女共同参画計画推進 懇話会」及び庁内の関係部課による検討部会等の意見・助言を受け、庁内の策定委員会において策定するもので、男女共同参画社会の実現に向けた総合的、包括的な施策への取り組みの指針となるものです。

この計画の推進にあたっては、常に社会情勢の変化や環境の変化に柔軟に対応していくものとします。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度(2016 年度)を初年度とし、平成 32 年度(2020 年度)までの 5 年間とします。

4. 社会的背景

(1)世界の動き

■昭和 50 年 (1975 年、「国際婦人年」)

「国際連合が女性の地位向上を目指し「国際婦人年」と定め、昭和 51 年(1976 年)から 昭和 60 年(1985年)までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」とし、目標達成に向けて世界 的な取り組みが開始された。

メキシコシティーにおいて「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)」が開催され、女 性の地位向上を目指すための各国のガイドラインとなる「世界行動計画」を採択。

■昭和54年(1979年)

第34回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差 別撤廃条約)を採択。昭和56年(1981年)に発効。

■昭和60年(1985年)

国連婦人の10年の最終年にナイロビにおいて第3回世界女性会議が開催。2000年に向け て各国が取り組むべき指針として「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択。

■平成7年(1995年)

「第4回世界女性会議」開催(北京)。21 世紀に向けた女性の地位向上の指針である「北 京宣言」、「行動綱領」を採択。この「行動綱領」では、新たに取り入れられた「女性に対 する暴力」問題を含む 12 の重大問題領域を定め、平成8年(1996年)までに各国が行動計 画を策定することが求められた。

■平成 12 年 (2000 年)

国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」 の実施状況を検討、評価。「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動 とイニシアティブ(成果文書)」を採択。「成果文書」は第4回世界女性会議で採択された 「行動綱領」の実施状況分析と、北京会議後に検討した夫婦間での暴力や、家事・育児等 への平等参画の取り組み等の新しい課題を踏まえ、「行動綱領」のさらなる実施に向けて取 り組むべき行動指針を提示。

■平成 17 年 (2005 年)

第49回国連婦人の地位委員会(通称:北京+10)開催(ニューヨーク)。「北京宣言及び行 動綱領 | 及び「女性 2000 年会議成果文書 | を再確認する政治宣言を採択。女性の自立と地 位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことを確認。

■平成 23 年 (2011 年)

ジェンダー平等と女性エンパワーメントのための国連機関として UN WOMAN が正式に発足。 「女性と女児に対する差別の撤廃」「女性のエンパワーメント」「開発、人権、人道的対策、 平和と安全保障のパートナー・受益者としての男女間の平等の達成」を目標。

■平成 24 年 (2012 年)

第 56 回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパ ワーメント」の決議案を採択。

(2)日本の動き

■昭和50年(1975年)

女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」を設置。 「婦人問題企画推進会議」を開催。

■昭和52年(1977年)

「国内行動計画」を策定し、向こう 10 年間の女性の地位向上のための目標を明らかにした。 「国立女性教育会館」を設置。

■昭和56年(1981年)

国内行動計画の目標設定のために「国内行動計画後期重点目標」を策定。

■昭和60年(1985年)

国籍法や戸籍法の一部改正により、外国人と日本人の間に生まれた子は男女の区別なく日本国籍の取得が可能となった。

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の批准。

■昭和61年(1986年)

「男女雇用機会均等法」を施行。

■昭和62年(1987年)

ナイロビ将来戦略を受け「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定。

■平成4年(1992年)

「育児休業法」の施行。

■平成6年(1994年)

総理府(現内閣府)に「男女共同参画室」を設置。閣議決定により「男女共同参画推進本部」が内閣に設置。政令により「男女共同参画審議会」を設置。

■平成7年(1995年)

「育児休業法」の改正により、介護休業制度を法制化(「育児・介護休業法」を施行)。

■平成8年(1996年)

「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」を発足。

新たな行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」を策定。

■平成 11 年 (1999 年)

「男女共同参画社会基本法」を施行。

■平成 12 年 (2000 年)

「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」を閣議決定。

「男女雇用機会均等法」の改正により、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、 定年・退職・解雇における女性差別を禁止。

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する処罰、被害者に対する援助措置について定めた「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)を施行。

■平成 13 年 (2001 年)

内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」を設置。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る目的で、配偶者からの暴力に係る通報、 相談、保護、自立支援等の体制整備を盛り込んだ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律」(DV防止法)を一部施行。平成14年(2002年)4月から全面施行。

■平成 15 年 (2003 年)

「少子化社会対策基本法」を施行。「次世代育成支援対策推進法」を施行。

■平成 17 年 (2005 年)

それまでの取り組みを評価、総括した上で「第2次男女共同参画基本計画」を策定。 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(「育児・介 護休業法」の改正(休業取得対象の拡大、休業期間の拡大等))。

■平成 19 年 (2007 年)

「男女雇用機会均等法」を一部改正(性差別禁止範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする 不利益取扱の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化等)。

仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取り組みを進めていく ため、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進 のための行動指針」を策定し、平成20年(2008年)を「仕事と生活の調和元年」と位置 付けた。

■平成 20 年 (2008 年)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)を一部改正 (配偶者からの暴力防止と被害者の保護・自立支援のための市町村の基本計画策定、及び 緊急時における被害者の安全確保を図る配偶者暴力相談支援センター機能強化の努力義務 化、保護命令制度の拡充等)。

「女性の参画加速プログラム」を決定。

■平成 21 年(2009 年)

「育児・介護休業法」を改正(希望者の短時間勤務制度、残業免除制度の導入義務化等)。

■平成 22 年 (2010 年)

「男女共同参画会議」から平成 22 年 7 月に受けた答申「第 3 次男女共同参画基本計画策定 に当たっての基本的な考え方」を踏まえた「第3次男女共同参画基本計画」を策定。

■平成 24 年 (2012 年)

「女性の活躍促進による経済活性化行動計画(働くなでしこ大作戦)」を策定。

■平成 25 年 (2013 年)

DV防止法の一部改正。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者につい ても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となった。

■平成 27 年 (2015 年)

「第4次男女共同参画基本計画」を策定。

「子ども・子育て支援法」を施行。

「女性活躍推進法」を施行。

(3) 千葉県の動き

■昭和56年(1981年)

「国内行動計画」の策定を踏まえて、女性の社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的として「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定。

■平成3年(1991年)

国の「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を踏まえた「さわやかちば女性プラン」を 策定。

■平成8年(1996年)

庁内推進組織として「千葉県男女共同参画推進本部」を、また、担当部署としてそれまでの社会部青少年女性課女性政策室を企画部に「男女共同参画課」として新たに設置(2002年度の組織改編により総合企画部男女共同参画課と改称)。

「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を踏まえ、「2000 年の千葉県」及びこれに基づく「ちば新時代 5 か年計画」との整合を図り、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標とした第 4 次の女性計画として「ちば新時代女性プラン」を策定。

■平成 13 年 (2001 年)

男女共同参画社会基本法に基づく法定計画として「千葉県男女共同参画計画-真のパートナーシップを求めて-」を策定。

■平成14年(2002年)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の施行を受けて、 配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害女性等の一時保護を開始。

■平成 16 年 (2004 年)

県内14か所の健康福祉センターを配偶者暴力相談支援センターに位置付けた。

■平成 18 年 (2006 年)

新たな課題等を踏まえ従来の施策を見直した「千葉県男女共同参画計画(第2次)」を策定。 平成13年(2001年)に制定されたDV防止法の施行に当たり、DV被害者の支援のため 男女共同参画課内にDV対策担当チームを設置し、庁内体制の整備を図るとともに、平成 16年(2004年)のDV防止法改正に基づき、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を 策定。

■平成 21 年 (2009 年)

平成20年(2008年)に施行された「改正DV防止法」及び「国の基本方針」を踏まえ、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)」を策定。

■平成 23 年 (2011 年)

「千葉県男女共同参画計画(第3次)」を策定。

■平成 28 年 (2016 年)

「千葉県男女共同参画計画(第4次)」を策定。

(4) 成田市の動き

■昭和61年(1986年)

県下の市町村に先駆けて、市民と行政が一体となって総合的な女性施策に取り組むため「成 田市婦人総合計画(昭和61年度~平成2年度)」を策定。

■平成4年(1992年)

国の「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」及び県の「さわやかちば女性プラン」を踏 まえ、西暦 2000 年に向けて男女がともに手を携え、真の男女共生社会を実現していくことを 目標に、「成田市女性計画(平成4年度~平成12年度)」を策定。

■平成6年(1994年)

成田市女性計画の総合的、かつ、効果的な推進について意見及び助言を求めるため「成田 市女性計画推進懇話会」を設置。

■平成 10 年 (1998 年)

本市を取り巻く社会情勢の変化に伴い、男女共同参画社会の実現に向けて各施策を一層推 進するため、「成田市女性行動計画(平成10年度~平成17年度)」を策定。

■平成 15 年 (2003 年)

企画課に男女共同参画班新設。成田市男女共同参画推進員設置。

■平成 18 年 (2006 年)

「成田市女性計画推進懇話会」を引き継ぎ、「成田市男女共同参画計画推進懇話会」を設置。 「成田市女性行動計画(平成10年度~17年度)」を見直し、21世紀の豊かで活力ある地域 社会を築いていくため「成田市男女共同参画計画(平成 18 年度~平成 22 年度)」を策定。

■平成 21 年 (2009 年)

女性のための相談を開設(月2回実施)。

■平成 23 年 (2011 年)

基本理念として「意識から行動へ ~男女が響き合うまち 成田をめざして~」を掲げた 「第2次成田市男女共同参画計画(平成23年度~平成27年度)」を策定。

■平成 25 年 (2013 年)

女性のための相談日の増設(月3回実施)。

■平成 26 年 (2014 年)

市内における男女共同参画推進の拠点として「成田市男女共同参画センター」を設置。 女性のための相談日の増設(毎週木曜日実施)。

■平成 27 年 (2015 年)

男女共同参画係を企画政策課から市民協働課へ移管。

■平成 28 年 (2016 年)

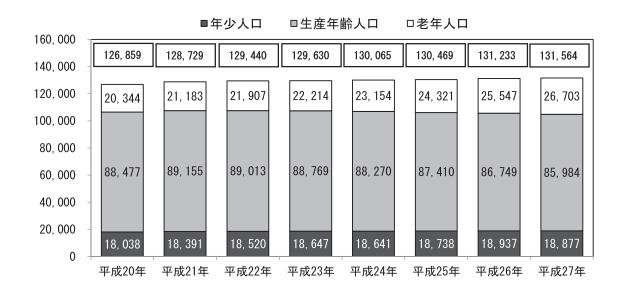
「第3次成田市男女共同参画計画(成田市DV対策基本計画を含む)(平成 28 年度~平成 32 年度)」を策定。

5. 本市を取り巻く現状

(1) 人口

①人口推移・人口割合

本市の人口は、平成27年3月末日時点、13万1,564人であり、微増傾向にあります。 また、人口割合をみると、年少人口は横ばい、生産年齢人口は低下傾向にある一方、老年 人口割合は上昇傾向にあり、平成27年には20.3%となっています(図1)。



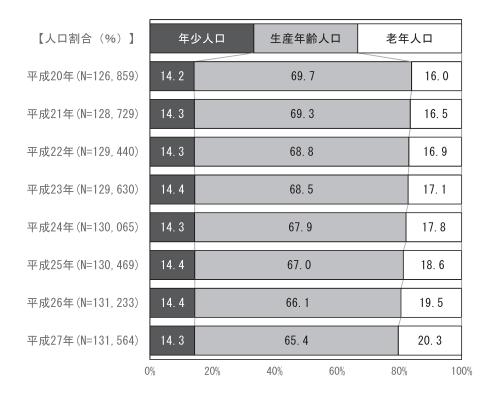


図1. 人口推移、人口割合

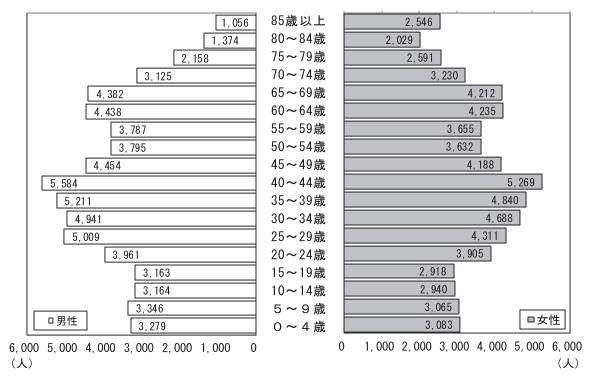
資料:千葉県統計資料、行政管理課資料

住民基本台帳(各年3月末日時点)。外国人登録人口を含む。

②年齢階層別人口,世代別男女構成

本市の男女別年齢階層別人口は、平成27年3月末日時点、男女ともに40~44歳が最も多く、次いで35~39歳となっています。

また、世代別男女構成は、60歳代までは男性が若干高い一方、70歳代以上では女性が高くなっています(図2)。



【男女構成(%)】		男性		女性		
80歳以上(N=7,005)		34. 7		65. 3		
70歳代 (N=11, 104)		47. 6	52. 4			
60歳代 (N=17, 267)		51. 1			48. 9	
50歳代 (N=14, 869)		51.0			49. 0	
40歳代 (N=19, 495)		51.5	48. 5			
30歳代 (N=19, 680)		51.6	48. 4			
20歳代 (N=17, 186)		52. 2			47. 8	
10歳代 (N=12, 185)		51. 9			48. 1	
10歳未満(N=12, 773)		51. 9		48. 1		
1	0%	20%	40%	60%	80%	100%

図2. 男女別年齢階層人口、世代別男女構成

資料:成田市ホームページ (https://www.city.narita.chiba.jp/DAT/000115813.pdf) 住民基本台帳(平成 27 年 3 月末日時点)

③登録外国人数

平成25年12月31日時点での本市の登録外国人数は3,280人であり、同年10月時点での市別人口をもとに算出した登録外国人割合をみると、本市は、県内の市の中で3番目に高い割合となっています(表1)。

表 1. 市別登録外国人数、人口、登録外国人数割合(平成 25 年)

	登録外国人数	人口	登録外国人数 割合(%)
富里市	1, 554	49, 955	3. 11
銚子市	1, 912	66, 687	2. 87
成田市	3, 280	130, 550	2. 51
市川市	11, 352	469, 523	2. 42
東金市	1, 463	61, 519	2. 38
松戸市	10, 974	480, 227	2. 29
八街市	1, 510	71, 351	2. 12
千葉市	20, 356	964, 055	2. 11
八千代市	3, 729	189, 925	1. 96
浦安市	3, 081	162, 797	1.89
船橋市	11, 225	614, 657	1. 83
市原市	4, 556	277, 476	1. 64
習志野市	2, 604	166, 716	1. 56
四街道市	1, 314	89, 016	1. 48
旭市	986	67, 726	1. 46
柏市	5, 660	406, 395	1. 39
いすみ市	501	39, 484	1. 27
山武市	682	53, 855	1. 27
佐倉市	2, 126	171, 773	1. 24
印西市	1, 105	91, 200	1. 21
木更津市	1, 579	131, 214	1. 20
野田市	1, 839	155, 137	1. 19
茂原市	1, 034	90, 770	1. 14
白井市	673	61, 491	1. 09
鴨川市	371	34, 667	1. 07
大網白里市	532	49, 746	1. 07
鎌ケ谷市	1, 144	108, 400	1.06
我孫子市	1, 357	131, 875	1. 03
匝瑳市	386	38, 576	1.00
流山市	1, 657	168, 938	0. 98
香取市	772	79, 668	0. 97
袖ケ浦市	574	60, 759	0. 94
君津市	765	87, 535	0. 87
勝浦市	169	19, 704	0.86
南房総市	327	40, 271	0. 81
館山市	348	48, 016	0. 72
富津市	335	46, 549	0. 72

*登録外国人数割合(%)の高い順に並び替え。

資料:千葉県統計年鑑(平成26年)

(登録外国人数は平成25年12月31日時点、人口は平成25年10月1日時点)

(2) 婚姻 · 離婚状況

本市の婚姻件数は、平成25年時点、6.6件/人口千人であり、県平均は上回っていますが、 微減傾向にあり、非婚化が進行しています。また、本市の離婚件数は1.86件/人口千人であ り、平成12年以降はじめて2件/人口千人を下回る水準となっています(図3)。

また、参考までに、千葉県の平均初婚年齢の推移をみると、夫、妻ともに上昇傾向にあり、 晩婚化が進行しています(表2)。

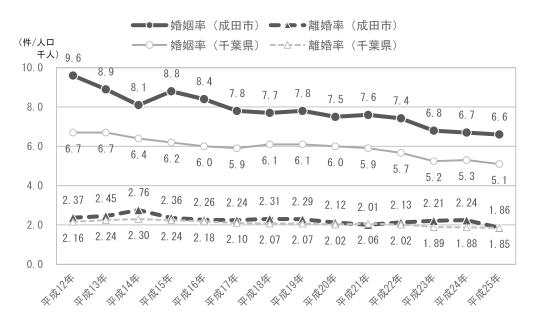


図3. 婚姻件数・離婚件数の推移

資料: (平成 12 年~平成 25 年) 千葉県衛生統計年報(人口動態調査)

夫 平成12年 29. 2 27. 2 平成13年 29.5 27.4 平成14年 29.6 27.6 平成15年 29.8 27.9 28. 1 平成16年 30. 1 平成17年 30.4 28.4 平成18年 28.4 30.5 平成19年 30.6 28.6 平成20年 30.7 28.7 平成21年 30.8 28.9 平成22年 31.0 29. 1 平成23年 31.0 29. 2 平成24年 31. 2 29.3 平成25年 31.3 29.4

表 2. 千葉県の平均初婚年齢の推移

資料: (平成 12 年~平成 25 年) 千葉県衛生統計年報(人口動態調査)

(3)世帯状況

本市の世帯数は、平成27年3月末日時点、58,217世帯であり、増加傾向にある一方、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、核家族化が進行しています(図4)。

また、本市のひとり親家庭の世帯数は、微増傾向にあります(図5)。

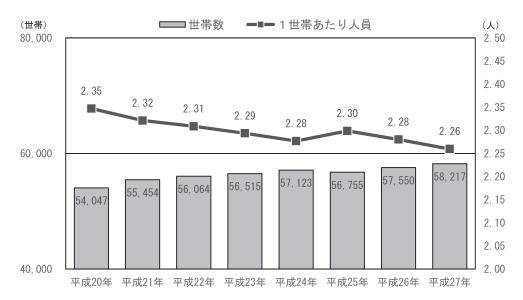


図4. 世帯数・一世帯あたり人員の推移

資料:成田市統計書(平成20年版~平成26年版)、行政管理課資料 住民基本台帳(各年3月末日時点)。外国人登録人口を含む。

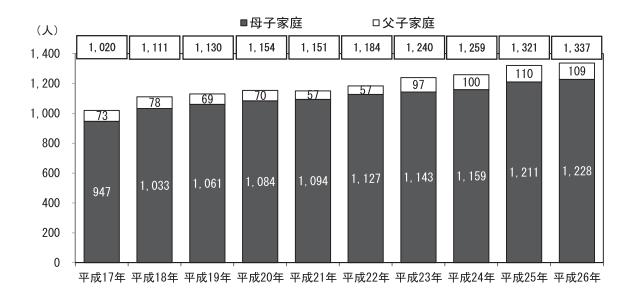


図5. ひとり親家庭世帯の状況

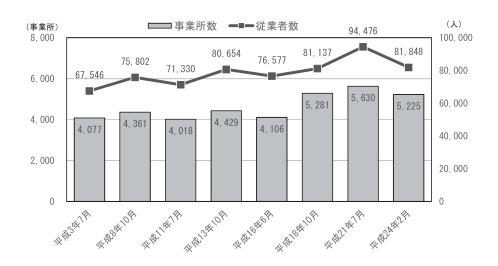
資料:子育て支援課(各年4月1日時点)

(4) 産業構造

①事業所数·従業者数

本市の事業所数・従業者数(民営)は、平成24年2月時点、5,225事業所、従業者数が81,848 人となっています。

また、業種別事業所数(民営)では、第3次産業が8割を超え、最も高くなっています (図6)。



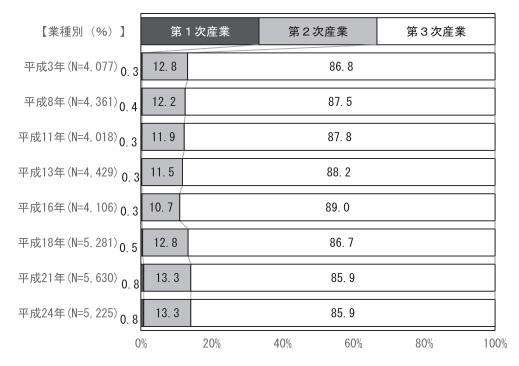


図6. 事業所数・従業者数(民営)、業種別事業所数(民営)の推移

資料:成田市統計書(平成 26 年版) 事業所・企業統計調査、経済センサス(総務省統計局)

②観光

本市には、日本の空の表玄関である成田空港があり、多くの外国人が訪れています。 平成26年千葉県観光入込調査報告書によると、市町村別の外国人宿泊客数では、本市は、 千葉県内で約7割を占め、最も高くなっています(図7)。

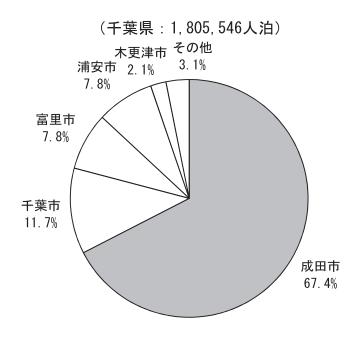


図7. 市町村別の外国人宿泊客数(単位:人泊)の割合

資料: 平成 26 年千葉県観光入込調査報告書



(5) 就業状況

①産業別就業状況

本市の就業者数は、平成22年時点、63,259人なっており、第3次産業が全体の約3/4を 占めています(図8)。また、業種別総数に占める女性割合では、「卸売業,小売業」「金融 業,保険業」「宿泊業,飲食サービス業」「生活関連サービス業,娯楽業」「教育,学習支 援業」「医療,福祉」での女性割合が高くなっています(表3)。

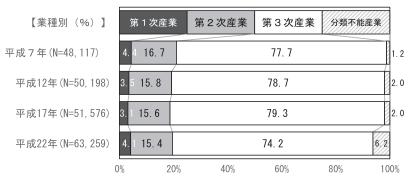


図8. 業種別就業者数の推移

資料:成田市統計書(平成26年版) 国勢調査(各年10月1日時点)

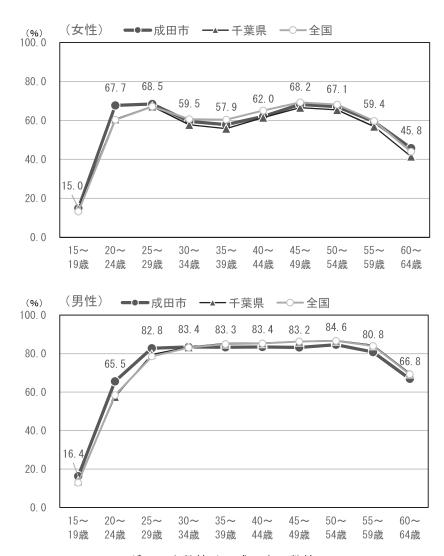
表 3. 業種別就業状況(平成 22 年)

		就業人口		女性就業人口	
		人数(A)	業種別割合 (%)	人数(B)	業種別総数 に占める 女性の割合 (%) B÷A
総数		63, 259	100. 0	26, 546	42. 0
第1次	農業,林業	2, 610	4. 1	1, 094	41. 9
産業	漁業	7	0. 0	1	14. 3
# 0 W	鉱業,採石業,砂利採取業	26	0. 0	8	30. 8
第2次 産業	建設業	3, 195	5. 1	480	15. 0
	製造業	6, 544	10. 3	1, 975	30. 2
	電気・ガス・熱供給・水道業	272	0. 4	44	16. 2
	情報通信業	847	1. 3	211	24. 9
	運輸業,郵便業	10, 124	16. 0	3, 241	32. 0
第3次産業	卸売業,小売業	8, 771	13. 9	4, 868	55. 5
	金融業,保険業	1, 113	1. 8	634	57. 0
	不動産業,物品賃貸業	1, 021	1. 6	378	37. 0
	学術研究,専門・技術サービス業	1, 265	2. 0	447	35. 3
	宿泊業、飲食サービス業	4, 221	6. 7	2, 571	60. 9
	生活関連サービス業、娯楽業	2, 533	4. 0	1, 584	62. 5
	教育,学習支援業	2, 323	3. 7	1, 314	56. 6
	医療,福祉	4, 537	7. 2	3, 472	76. 5
	複合サービス事業	353	0. 6	152	43. 1
	サービス業	5, 376	8. 5	1, 638	30. 5
	公務	4, 173	6. 6	692	16. 6
	分類不能の産業	3, 948	6. 2	1, 742	44. 1

資料:平成22年国勢調査 産業等基本集計(総務省統計局)

②年齢別就業率

本市の女性就業率を年齢別でみると、平成22年時点、20歳代や40~50歳代に比べ、30歳代の就業率がやや低い形状を示した緩やかなM字型曲線となっています。また、男性の年齢別就業率は、20歳代後半~50歳代で8割を超えています(図9)。



*グラフ内数値は、成田市の数値。

図9. 年齢別就業率

資料:平成22年国勢調査 産業等基本集計(総務省統計局)

なお、就業率=就業者総数÷ (労働力人口+非労働力人口+労働力状態不詳) × 100 で算出。